官　告　第　一

官　庁　事　項

南海トラフ地震防災対策推進基本計画の作成について

南海トラフ地震防災対策推進基本計画を作成したので、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第４条第６項において準用する災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第34条第２項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成 26 年５月 16 日　　中央防災会議会長　安倍　晋三

前文

○　東南海・南海地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、平成14年７月に東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「東南海・南海法」という。）が制定された。

○　また、予防対策から発災時の応急対策、復旧・復興対策までを視野に入れた東南海・南海地震防災対策のマスタープランとして、「東南海・南海地震対策大綱」が平成15年12月に中央防災会議で決定された。

○　これらを受けて、中央防災会議は、平成16年３月に東南海・南海地震防災対策推進基本計画を、平成17年３月に、東南海・南海地震の地震防災戦略を策定した。また、東南海・南海法第３条の規定に基づき指定された１都２府18県652市町村に及ぶ東南海・南海地震防災対策推進地域においては、国、地方公共団体、関係事業者等が各種計画を策定し、それぞれの立場から地震防災対策を推進してきたところである。

○　その後、平成23年３月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、いかなる大規模な地震及びこれに伴う津波が発生した場合にも、人命だけは何としても守るとともに、我が国の経済社会が致命傷を負わないようハード・ソフト両面からの総合的な対策の実施による防災・減災の徹底を図ることを目的として、平成25年11月に東南海・南海法が南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ法」という。）に改正され、同年12月に施行された。

○　これにより、法律の対象地震は東南海・南海地震から南海トラフ地震に改正され、科学的に想定し得る最大規模の地震である南海トラフ巨大地震を含め、南海トラフ沿いで発生する様々な地震を考慮して地震防災対策を推進することとなった。

○　この南海トラフ地震防災対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）は、南海トラフ法第４条の規定に基づき、国の南海トラフ地震の地震防災対策の推進に関する基本的方針及び基本的な施策に関する事項、施策の具体的な目標及びその達成の期間、南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的方針、指定行政機関、関係地方公共団体等が定める南海トラフ地震防災対策推進計画及び関係事業者等が定める南海トラフ地震防災対策計画の基本となるべき事項等を定め、もって南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）における地震防災対策の推進を目的とするものである。

○　この目的を達成するため、指定行政機関、関係地方公共団体、指定公共機関、関係事業者、地域住民等は、この基本計画並びにこれを基本として定められる南海トラフ地震防災対策推進計画、南海トラフ地震防災対策計画等に基づき、的確に地震防災対策を推進しなければならない。また、これらの計画は、社会環境の変化、施設整備の強化等に応じ絶えず見直しを行い、実態に即したものとしておかなければならない。

○　なお、「東南海・南海地震防災対策推進基本計画」、「東南海・南海地震の地震防災戦略」及び「東海地震の地震防災戦略」は、廃止する。

○　また、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）において、国の計画は、国土強靱化に関する部分は国土強靭化基本計画を基本とするとされており、本計画も、国土強靱化に関する部分については、「人命の保護が最大限図られる」等の国土強靱化に関する基本目標を踏まえ、作成しているものである。

第１章　南海トラフ地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項

○　南海トラフ沿いで発生する大規模な地震（以下「南海トラフ地震」という。）については、これまで、その地震発生の切迫性等の違いから、東海地震と東南海・南海地震のそれぞれについて、「東海地震対策大綱」（平成15年５月中央防災会議決定）、「東南海・南海地震対策大綱」（平成15年12月中央防災会議決定）等の諸計画を策定し、個別に対策を進めてきた。

○　しかしながら、東海地震が発生していない現状に鑑み、最新の科学的な知見を踏まえて、南海トラフ沿いで東海、東南海、南海地震が同時に発生することを想定した対策の必要性が高まっていた。

○　こうした状況の下、平成23年３月に発生した東北地方太平洋沖地震は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。このため、南海トラフ地震対策を検討するに当たっては、「科学的に想定し得る最大規模の地震・津波」を想定することが必要となった。

○　この地震・津波については、平成23年８月に内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において検討が進められ、関東から四国・九州にかけての極めて広い範囲で強い揺れと巨大な津波が想定されることとなった。特に、津波については、「発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大規模の津波」を想定した結果、津波高10m以上の巨大な津波が13都県にわたる広い範囲で襲来することが想定されることとなった。

○　この南海トラフ沿いで発生する最大規模の地震・津波については、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものであるが、仮に発生すれば、西日本を中心に甚大な人的・物的被害をもたらすだけでなく、国内生産・消費活動の低迷、日本経済のリスクの増加を通じて、影響は我が国全体に及ぶことが想像される。

○　一方で、南海トラフ沿いの地域においては、これまで100～150年の周期で大規模な地震が発生し、大きな被害を生じさせており、文部科学省地震調査研究推進本部における長期評価においては、この地域における地震の30年以内の発生確率は70％程度とされている。

○　したがって、まず、このような地震に対して、引き続き、ハード対策を推進するとともに、ハード対策にかかる時間や、想定被害の地域的特性等に鑑み、ソフト対策も有効に組み合わせて円滑かつ迅速に推進する。

○　また、南海トラフ地震のうち、想定される最大規模の地震（以下「南海トラフ巨大地震」という。）への対策については、前述の対策も活かしつつ、とりわけ最大規模の地震に伴う巨大な津波に対しては、「命を守る」ことを基本として、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、住民避難を中心に、住民一人一人が迅速かつ主体的に避難行動が取れるよう、自助、共助の取組を強化し、支援していく必要がある。

○　広範囲で発生する強い揺れに対しては、住宅・建築物の耐震診断・耐震改修、重要インフラの耐震化等の取組を強化していくことが重要である。

○　このように、南海トラフ地震への対策の検討に当たっては、これまで経験してきた地震・津波災害への対策の充実・強化を図るということのみならず、我が国が経験したことのない災害になることを踏まえ、予断を持たずに最悪の被害様相を念頭におく必要がある。その上で、事前の備えとして頑強性のある予防対策及び応急対策を検討し、これらの対策を、社会のあらゆる構成員が連携しながら着実に推進することをもって、被害の軽減を図ることが重要である。

第２章　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針

○　南海トラフ地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、その大きな特徴として、①極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生すること、②津波の到達時間が極めて短い地域が存在すること、③時間差をおいて複数の巨大地震が発生する可能性があること、④これらのことから、その被害は広域かつ甚大となること、⑤南海トラフ巨大地震となった場合には、被災の範囲は超広域にわたり、その被害はこれまで想定されてきた地震とは全く様相が異なると考えられること等が挙げられる。このため、これらの特徴を踏まえ、これまでの地震・津波対策の延長上では十分な対応が困難となる場合があることも考慮しつつ、国、地方公共団体、地域住民等、様々な主体が連携をとって計画的かつ速やかに以下のような防災対策を推進する必要がある。